

「台風 12 号により被害に遭われた受験予定の皆様へ」

平成 23 年 10 月 6 日

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学

この度の台風 12 号により被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本学は、今般の台風により被害に遭われた方々に対し、経済的支援を図るため下記のとおり、特別措置を講じることいたしましたので、お知らせいたします。

記

平成 24 年度入学試験受験予定の皆様で、『台風 12 号により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費負担者が居住して被災し、その家屋が消失した場合、又は損壊により引き続きその家屋に居住することが困難と認められた場合、あるいは学費負担者が死亡した等の被災者』に対して経済的支援を図るため、本人からの申し出により特別措置として、入学金及び入学検定料を全額免除いたします。

1. 対象地域

台風 12 号による災害救助法適用地域

2. 対象者

上記の災害救助法適用地域で、被災した世帯の受験生で以下に該当する方を対象とします。

- (1) 災害によりご父母のいずれかが、亡くなられた方。
- (2) 学費負担者がご父母以外の場合、災害により学費負担者が亡くなられた方。
- (3) 災害により学費負担者の居住する家屋が消失した場合、又は損壊により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方。

3. 特別措置内容（平成 24 年度入学試験に係る受験生対象 編入学生含む）

- (1) 入学検定料の全額免除
- (2) 入学金の全額免除

4. 申請書類

(1) 被災者特別措置申請書（様式1号）

(2) 罹災証明書

地方公共団体（市町村）にて、ご確認ください。

また提出が困難な場合は、本学にご相談ください。

(3) その他必要と認める書類

特別措置を希望される場合は、所定の手続きが必要となりますので、入試センターまでお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

大阪河崎リハビリテーション大学

入試センター

〒597-0104 大阪府貝塚市水間158番地

電話：072（446）7400

e-mail: nyushi@kawasakigakuen.ac.jp